

ロシア連邦憲法

ロシア司法省バリアント

1992年

KK資料集第5巻 651-673頁

(前文)

我々、多民族からなりロシア連邦の人民は、先祖の思い起こすこの地における歴史的運命と生活によって統合し、現在および未来に対する最高の責任から出発する。

我が同胞の子孫が、我が国における人の自由、権利ならびに尊敬に値する生活をし、この憲法、すなわち我が国家の基本法が適用されることによって、揺るぎないロシアの民主的国家制となることを承認する。

第1部 総則

第1.1条

ロシア連邦は、民主的共和国である。それは、その領域および民族的財産に対する最高かつ排他的権限を有し、内外政策を定め、実施し、その領域で最高の効力を有する法律を制定する。

第1.2条

- ① 主権の担い手および国家権力の唯一の源泉は、人民である。
- ② 人民は、憲法制定の排他的権利を有する。
- ③ 人民は、この憲法の定める形態および範囲において国家権力を行使する。
- ④ いかなる人民の一部、組織、個々の個人も、この権力を横領することはできない。

第1.3条

- ① ロシア連邦の経済は、市民と国家の社会的パートナーシップに基づけられる。国家の富の発展は、自由な起業家によるその財産を増大させる権利に基づく。すべての所有形態、すなわち私的所有、国家的所有、自治体所有は、同権である。
- ② 国家は、その活動において、人と社会の福利のために、社会的民主主義および公正の原則から出発する。

第1.4条

ロシア連邦憲法は、共和国の基本法である。法律およびその他の法的アクトは、法律アクト法律およびアクトは、

第1.5条

人および市民の権利の尊重および保護は、国家の基本的な義務である。

第 1.6 条

- ① ロシア連邦の国籍は、法律にしたがい、これを獲得し、保持し、これを失う。
- ② ロシア連邦国籍の剥奪はこれを禁止する。

第 1.7 条

ロシア連邦市民には、保護および擁護、ならびにそれらの提起の継承が保証される。

第 1.8 条

- ① ロシア連邦の国籍は、ロシア連邦の条約法の義務に違反しない場合、同時に他の国家の国籍を取得することを排除しない。
- ② ロシア連邦の領域にあって、その市民ではない者は、法律の定める場合を除き、この憲法の定めるすべての権利を享受する。

第 2 部 人および市民の基本的権利、自由および義務

第 2.1 章 総則

第 2.1.1 条

- ① 人の市民的および政治的権利は、自由で開かれた市民社会の土台をなす。自然権は、不可侵であり、奪われることはない。
- ② 何人も、この憲法にしたがい、人からいかなる権利および自由を奪い、けつして権利において人を制限することはできない。
- ③ 市民による権利および自由の行使は、他の市民、社会および国家の利益に損害をもたらすものであってはならない。

第 2.1.2 条

- ① ロシア連邦の市民は、その領域において、その民族的帰属および社会的出自、財産上および職務上の地位、居住地、言語、人種、宗教に対する態度、政治的およびその他の信条、政党への帰属、ならびにかつて受けた刑罰の如何にかかわらず、権利の平等を保障される。
- ② 男性と女性は、平等の市民的権利および自由を有する。

第 2.2 章 個人的権利

第 2.2.1 条

- ① 各人は、生命、自由および人身の不可侵に対する権利を保証される。何人も、法律の定める手続に従うものでない限り、いかなる刑罰も受けることはない。

被疑者および被告人の逮捕および勾留は、もっぱら裁判所の決定に基づいてこれを行

うことができる。

- ② 何人も、拷問または人間的尊厳を傷つける残忍な処遇および刑罰を受けることはなく、本人の同意なしに医療上または学術上の実験に処せられることはない。

第 2.2.2 条

ロシア連邦においては、市民の私的および家族的生活に干渉することはこれを禁止する。信書、電話、電信およびその他の通信の秘密は、法律によって保護される。

第 2.2.3 条

住居は不可侵である。何人も、法律の定める場合にその手続に従う場合の外は、そこに住む者の意思に反して住居に入り、またはその他の方法で住居の種過信を侵害する権利を有しない。捜索令状は、裁判所の決定に基づいてこれを発行する。

第 2.2.4 条

- ① ロシア連邦市民は、連邦内における移動、居住地選択の自由、およびロシア連邦の国外に移住し、帰国する権利を保証される。
- ② 一定の地域についての移動の制限は、ロシア連邦議会の決定によってのみこれを定めることができ、個々人の移動の制限は、裁判所の決定によるものとする。

第 2.2.5 条

- ① ロシア連邦の市民は、自己の信念およびその自由な表現の権利を有する。
- ② いかなるイデオロギーも、これを国家イデオロギーとすることはできない。
- ③ マスメディアの自由な利用は、これを保障する。検閲はこれを禁止する。
- ④ 国家、社会団体、政党、その他の集団または個々人によるマスメディアの独占は、これを禁止する。

第 2.2.6 条

- ① 良心、信仰、宗教活動の自由は、ロシア連邦市民の権利である。
- ② 宗教団体は、国家から分離され、その内的事項を独立して管理する。
- ③ 国家は、いかなる宗教または無神論を特別扱いにしてはならない。

第 2.3 章 社会的および政治的権利

第 2.3.1 条

ロシア連邦市民は、社会および国家の事業の管理に、直接に、または自由に選挙したその代表を通して、参加する権利を有する。これらの参加は、社会の自主的活動および自治の発展、地方および全人民のレフェレンダムの実施ならびに広範な社会的監督のもとでの国家権力機関の民主的形成を保障する。

第 2.3.2 条

- ① ロシア連邦市民は、情報を自由に入手し、保管し、普及することができる。
- ② これらの権利の行使の範囲は、個人的、家族的な秘密、職業上、商業上の秘密および国家秘密の動機により、法律でこれを定める。

第 2.3.3 条

集会、大衆集会、街頭行進およびデモンストレーションの自由は、これを保障する。この権利の制限は、法律の定める根拠がある場合にのみ許される。

第 2.3.4 条

- ① 同盟（団結）の自由はこれを保障する。ロシア連邦市民は、社会団体および政党を設立する権利を有する。政治的目的を追求する武装団体の設立は、これを禁止する。
- ② 政党の組織、その登録、財政活動の規則およびその報告、ならびにその活動の制限および禁止の条件は、法律によってこれを定める。
- ③ 政党は、自己の資金の源泉についての公的な報告を行わなければならない。

第 2.3.5 条

市民は、国家的職務に従事する平等の権利を有する。国家的職務のポストの候補者に提示される要請は、職務の性格によってその条件を定める。

第 2.3.6 条

- ① ロシア連邦市民は、無償の基礎教育を保障される。その後の教育は、これを奨励し、各人の能力に基づきさまざまな形態でその機会を保障する。
- ② 団体および私人は、その設置および活動が法律の要請に応える場合、学校を設置し、これを管理する権利を有する。

第 2.3.7 条

ロシア連邦市民は、医療を受ける権利を有する。市民が必要な手段を持たない場合、国家は、この権利の行使が他の財源によって保障されない場合に、その経費を負担する。

第 2.3.8 条

ロシア連邦市民は、老齢、疾病、障がいおよび扶養者の喪失の場合に、生活保障を受ける権利を有する。

第 2.3.9 条

- ① ロシア連邦市民は、芸術、学術および技術創造の自由を保障される。知的財産権の領域における市民の著作権および法的利益は、法律のよってこれを保護する。
- ② 国家は、文化的および芸術的な遺産を保護し、保全し、文化的および学術的創造を奨励し、市民が文化的生活に参加できる機会を保障する。

第 2.3.10 条

- ① 家族は、社会の基礎的で自然的な細胞であり、法律の保護のもとに置かれる。国家は、家族、母性および子どもを保護する。
- ② 婚外子は、嫡出子と同等の権利を享受する。
- ③ 親は、嫡出子であれ、婚外子であれ、その子が成人となるまではこれを扶養しなければならない。親には、その子の養育に対する義務がある。
- ④ 孤児および親の後見を失った子どもの扶養、教育および養育に関する配慮は、国家がこれを負う。国家は、これらの子どもに対する慈善活動を奨励する。
- ⑤ 親は、その信念にしたがい、その未成年の子どものために、一般に承認されている規範に反しない形態の養育および教育を保障する自由を認められる。

第 2.4 章 経済的権利

第 2.4.1 条

- ① ロシア連邦において財産権はこれを認め、法律によって保護する。すべての財産所有者は、法律上平等であり、一様の法律の保護を享受する。
- ② 所有は不可侵である。財産の強制収用は、社会的必要がある場合に、法律の定める条件および手続が厳格に遵守され、公正で完全な補償がある場合にのみ、これを認める。
- ③ 所有は義務をともなう。財産所有者は、社会に対して、人の権利および自由、社会的利益に害をもたらさないようそれを利用する責任を負う。
- ④ 企業活動の自由はこれを認める。この活動の内容および対象は、法律によってこれを定める。

第 2.4.2 条

- ① 各人は、その労働に対する能力を自由に処分することができ、職業教育にしたがい、社会的需要を顧慮して、職業、仕事の種類および職場を選択する権利を有する。
- ② 必要な労働条件の保障、尊厳ある生活に十分な社会権、労働に対する公正な報酬の遵守に関する雇用主の義務は、法律がこれを定める。
- ③ 失業の場合、国家の支援を受ける権利が保障され、必要な場合には、しかるべき職業訓練を受ける権利が保障される。

第 2.4.3 条

- ① 労働者の経済的利益の擁護、労働条件の保護およびその改善のために、自由に労働組合を組織することができる。
- ② 労働者と事業者のあいだで発生する個別的および集団的な労働紛争の解決は、法律によってこれを規制する。
- ③ ストライキの権利はこれを認める。この権利の例外、ならびにストライキ実施の条件

および手続は、法律によってこれを定める。

第 2.4.4 条

最長継続労働時間、最小限の週休、最小限の有給休暇、その他の休息および雇用労働の社会的保証に対する権利の実現にとっての社会的に有意な条件は、法律によってこれを定める。

第 2.5 章 ロシア連邦市民の義務

第 2.5.1 条

ロシア連邦市民は、憲法、共和国の法律を遵守しなければならない。

第 2.5.2 条

祖国の防衛は、市民の崇高な責務である。兵役に服する手続は、法律によってこれを定める。

第 2.5.3 条

すべての市民は、社会的経費を負担する。国税は、法律の定める手続によりその定める額を収めるものとする。

第 2.5.4 条

ロシア連邦市民は、現在および将来の世代のために、自然環境および文化環境を大切にしなければならない。

第 2.6 章 ロシア連邦市民の権利の保証

市民の権利の保障および保護は、自由で開かれた市民社会の発展の条件である。

第 2.6.1 条

人と市民の権利および自由の裁判的保護は、これを保障する。法律に違反し、権限を愉悦し、市民お権利を制限してなされた公務委員、国家機関および社会団体のあらゆる決定および行為は、これを裁判所に訴えることができる。

第 2.6.2 条

- ① 何人も、法律に定める事由および裁判所の判決によることなく、犯罪の遂行において有罪とされることはない。
- ② 何人も、同一の犯罪に対して重ねてその責任を負うことはない。
- ③ 各人は、逮捕または勾留のときから防禦人の援助を受ける権利を有する。

第 2.6.3 条

本人、配偶者および近親者に不利な証言および証拠の提出の強制は、これを禁止する。

第 2.6.4 条

市民の地位を悪化させる法律は、その遡及効をもたない。何人も、その行為の時点で

は違法であると認められない行為につき、その責任を追及されることはない。違法行為の遂行の後にそれに対する責任が消滅した場合は、新しい法律をこれに適用する。

第 2.6.5 条

ロシア連邦市民は、法律援助を受ける権利を保証される。

第 2.6.6 条

ロシア連邦市民は、国家機関および職務遂行の際の公務員の違法な行為による損害に対して国家の補償を受ける権利を有する。

第 2.6.7 条

市民の権利および自由の制限は、戒厳令または非常事態の場合に、法律の定める手続によりその定める範囲においてのみ、これを認める。

第 3 部 連邦構造

第 3.1 章 ロシア連邦の構成および領域

第 3.1.1 条

ロシア連邦は、平等の共和国および州 земля ならびに連邦直轄地域の憲法・法的地位を有する民族・地域的および地域単位（形成）からなる。

第 3.1.2 条

ロシア連邦を構成する共和国、州および連邦直轄地域の境界および地位は、この憲法および連邦法律の定める手続により、これを変更することができる。

第 3.1.3 条

① 連邦直轄地域は、その経済的、社会的および政治的発展のレベルが新しい地位によって条件づけられる権利を自立して享受し、義務を遂行する可能性を保証するならば、共和国、州の地位を取得することができる

② 連邦直轄地域の代表機関は、その居住者の中でレフェレンダムを実施する。共和国、州の地位の取得に賛成する者がその住民の過半数を得た場合、連邦直轄地域の代表機関は、議会にしかるべき提案を行い、議会は、各院の議員総数の 3 分の 2 の多数決でこれを決定する。

議会が連邦直轄地域を共和国、州に改編することを拒否した場合、再びこれを審議することは、議会の決定が採択されてから○年間はこれを行うことはできない。

③ 共和国、州は、共和国、州のイニシアティヴにより、議会の各院の議員総数の 3 分の 2 の投票によって表現される議会の同意を得て、これを連邦直轄地域に改編することができる。

第 3.2 章 ロシア連邦の権限

第 3.2.1 条

ロシア連邦の排他的管轄に属するのは、以下の事項である。

- 1) ロシア連邦憲法の制定、ロシア連邦の権限に属する問題に関するレフェレンダムの実施についての決定の採択、その実施手続の決定
- 2) 新しい共和国、州および連邦直轄地域の形成ならびに現行のそれらの地位の変更の承認
- 3) 共和国、州および連邦直轄地域のあいだの紛争の解決
- 4) ロシア連邦の国境の画定、その管理および保護
- 5) ロシア連邦および連邦直轄地域の国家権力および管理機関の活動の組織および規制
- 6) 連邦予算の編成、承認および執行、銀行システム、単一の通貨システム、連邦税および手数料の確立
- 7) 外国への国債および経済援助、外国資金から得られる国債および信用に関する協定の締結
- 8) 鉄道、航空、海運および幹線パイプライン輸送、防衛施設、宇宙開発、エネルギー・システム、連邦通信・情報システム、ならびに連邦所有の施設の管理、核分裂性資材の生産、保管および使用の規制
- 9) 大概政策の決定および条約の締結、国債関係における代表権
- 10) 平和（講和）と戦争の諸問題、ロシア連邦の主権の擁護および領土の保全、税関業務の組織
- 11) 国防の組織、ロシア連邦軍の指導、ロシア連邦の国家安全保障
- 12) 裁判所構成法および訴訟手続規則の確定

第 3.2.2 条

- ① ロシア連邦と共和国および州の共同管轄の領域に属るのは、以下の事項である。
 - 1) 市民およびその社会団体の法的地位の原則の制定
 - 2) 共和国および州の法的地位の一般原則、地方自治および地方経済の組織の一般原則の制定
 - 3) 社会秩序の維持および犯罪対策の全般的指導
 - 4) 民事、土地、森林、水資源、地下（鉱山）、刑事、刑事訴訟、金融、労働の各法関係、社会保障、国民教育、保健、環境保護、教育、行政的違法行為責任の諸問題
- ② 共和国および州の移譲される権限の範囲は、現行法令においてこれを定める。

第 3.3 章 共和国、州および連邦直轄地域

第 3.3.1 条

共和国、州の権限は、ロシア連邦憲法により連邦の管轄事項とされるものを除くすべての権限を含む。

第 3.3.2 条

共和国および州は、法律を制定し、国家機関のシステムを組織する。共和国、州の法律は、ロシア連邦憲法に反することはできない。

第 3.3.3 条

① 共和国および州は、その権限の範囲内において自立的である。共和国および州は、この憲法の定める範囲および形態において、連邦権限の行使に参加する。

② 共和国および州は、他の国家および国際機関との関係を取り結ぶことができる。この関係は、ロシア連邦ならびにそれを構成する共和国、州および連邦直轄地域の法的利益に害をもたらすものであってはならない。

第 3.3.4 条

共和国および州は、議会における立法発議権を有する。

第 3.3.5 条

共和国および州は、その権限の範囲内において、ロシア連邦およびそれを構成する他の共和国、州および連邦直轄地域の法的利益に反しない協定を相互に締結することができる。

第 3.3.6 条

連邦直轄地域は、連邦直轄地域に関する法律の定める権利を持つ。

第 3.4 章 言語

第 3.4.1 条

ロシア連邦における国語は、ロシア語であり、すべての連邦国家機関においてその使用を義務づけられる。

第 3.4.2 条

各共和国および州は、その機関において国語とともに使用される公用語を自主的に定めることができる。

第 4 部

議会

第 4.1 条

立法権は、ロシア連邦議会に属する。議会は、4年任期で選ばれ、人民代表院および

連邦会議の2院からなる。

第 4.2 条

- ① 人民代表院は、ロシア連邦市民が、平等の選挙人代表原則で普通、直接の選挙権に基づき、秘密投票でこれを選挙する。
- ② 人民代表院の議員数および代表基準は、法律によってこれを定める。

第 4.3 条

連邦会議は、各連邦構成主体から平等代表原則に基づいて、その市民がこれを選挙する。

第 4.4 条

- ① 議会の選挙は、4年ごとにその年の3月の第2日曜日に行われる。
- ② 議会およびその議員の権限は、新しい議会構成員による最初の会議とともに終了する。

第 4.5 条

各院は、その議長および副議長を選出する。議会の活動手続は、その議事規則においてこれを定める。

第 4.6 条

両院は、その議員により、常任委員会および臨時委員会、ならびに特別委員会を組織する。

第 4.7 条

- ① 法案は、各院が個別にこれを審議し、採択する。法的性格をもたない問題は、G王道会議でこれを解決することができる。戦争および平和、非常事態および戒厳令の導入の問題の解決のために、両院合同会議が招集される。
- ② 両院のあいだに不一致が生じた場合、問題は、両院が対等原則で設置する協議委員会の審議に付され、その後に両院によってふたたびこれを審議する。この場合においても両院のあいだで同意が得られない場合、法案は否決されたものとみなされる。予算（法）案に関して両院の不一致がある場合、問題は、両院合同会議による各院の議員総数の単純多数決でこれを解決する。

第 4.8 条

議会は、

- 1) ロシア連邦の管轄に属する諸問題に関する法律を制定し、
- 2) ロシア連邦の法律の解釈を行い、
- 3) 連邦予算を審議し、採択し、連邦税および義務的支払を制定し、国債および信用の発行および引き受け、外国への援助の提供に関する問題を解決し、

- 4) レフェレンдум実施に関する決定を採択し、
- 5) 内外政策を決定し、その実施に関する戦略的プログラムを採択し、
- 6) ロシア連邦の条約を批准し、破棄し、
- 7) 非常事態導入に関する決定を採択し、または大統領によるその決定を承認する。決定は、各院の議員総数の3分の2以上の多数決でこれを採択する。
- 8) 総動員または一部動員に関する決定を採択し、または大統領によるその決定を承認し、戦争状態を宣言し、平和の維持と安全保障に関する条約上の義務を果たす必要がある場合、ロシア連邦の軍部隊の使用についての決定を採択し、
- 9) 最高裁判所長官および裁判官、大臣、対しあるよりその他のロシア連邦の上級公務員の大統領による指名に同意を与え、
- 10) 法律の施行、連邦予算の執行に対する監督を行い、その遂行についての報告を承認し、
- 11) 軍の称号、ロシア連邦の外交およびその他の特別称号を定め、
- 12) 大赦に関するアクトを公布し、
- 13) 憲法が定める場合にその手続により、大統領、副大統領、最高裁判所長官および裁判官、その他のロシア連邦の上級公務員を解任し、
- 14) 憲法により課せられたその他の権限を行使する。

第 4.9 条

議会の議員は、以下の権利を享受する。

- 1) 立法発議権
- 2) 任意の国家の公務員への口頭および文書による質問
- 3) 議事日程内に各院の定める議事規則の枠内で取り扱われる諸問題についての院内の自由な発言
- 4) 法律が定めるその他の権利

第 4.10 条

議員は、議会会派および議員グループを組織する。各議員は、同時に複数の議会会派または議員グループに加わることはできない。議会会派は、同一政党に属する議員によってこれを構成する。議員グループは、無所属原理によりこれを組織する。

第 4.11 条

- ① 議会議員は、その選挙人の全権代表であり、彼らに対して責任を負う。
<バイリアント；議会議員は、ロシア連邦人民を代表し、議会における審議および表決に際して自由である。>
- ② 議会議員は、議会において表明される見解、提案および発言に対して責任を問われな

い。

③ 議会議員は、不逮捕特権を有する。議員は、両院の同意を得ることなく、裁判手続による刑事上および行政上の責任に問われることはない。

第 4.12 条

議会議員は、他の有償の活動に従事し、同時に他の代表期間の議員となり、または議会の両院の議員となることはできない。

第 5 部 ロシア連邦大統領

第 5.1 条

- ① ロシア連邦大統領は、国家原種であり、連邦執行権力の長である。
- ② 大統領は、4 年任期で、ロシア連邦市民により、普通、平等および直接の選挙権に基づき、秘密投票によって選ばれる。大統領となることができる者は、ロシア連邦市民である。何人も、2 期を超えて大統領職に就くことはできない。何人も、大統領のポストに選ばれないで、2 年以上にわたり大統領の代行を務め、またはその義務を遂行した場合、1 期を超えて大統領職に選ばれることはない。
- ③ 大統領は、就任にあたって宣誓を行う。
- ④ 大統領は、他のいかなる職にも就くことができない。

第 5.2 条

大統領は、

- 1) 内外の事項においてロシア連邦を代表し、
- 2) ロシア連邦の憲法および法律の遵守の保証人であり、
- 3) ロシア連邦政府を主宰し、憲法にしたがい、連邦執行権力の機構を形成し、それを指導し、
- 4) 議会の同意を得て、ロシア連邦最高裁判所長官および裁判官、大臣、大使およびその他のロシア連邦の上級公務員を任命し、
- 5) 憲法に他の手続の定めがある場合を除き、大臣およびその他のロシア連邦の上級公務員を解任し、
- 6) 対外政策の遂行を指導し、議会の批准の後に施行されるロシア連邦の条約を締結し、
- 7) ロシア連邦軍の最高総司令官であり、議会の同意を得て、軍の最高司令部の職を任命し、解任し、軍の最高称号を授与し、
- 8) 3 日以内の議会による決定の承認を条件に、ロシア連邦全土またはその一部地域に非常事態を導入し、
- 9) 部分動員または総動員について、ロシア連邦への攻撃がある場合の軍事行動の開始

について、3日以内に議会による決定の事後承認を条件に、それぞれの処分を命じ、

- 10) 予算案を議会の審議および承認に付し、
- 11) ロシア連邦の法律に署名し、または15日以内に反対理由を付して議会での再審議に法案を送致する。議会が、各院において投票の3分の2の多数決で以前に採択した決定を承認する場合には、大統領は法律に署名するものとする。
- 12) 立法発議権を有し、議会、その常任委員会および特別委員会の会議に出席することができ、レフェレンダムの実施についての決定を採択し、議会および人民に対する教書を発表し、
- 13) 特赦の権利を行使し、
- 14) 下位法令の性格を有する大統領令および処分を公布し、
- 15) ロシア連邦の勲章を授与し、名誉称号を授与する。

第 5.3 条

- ① 大統領は、重大な犯罪を犯した場合、またはその職務権限を遂行する能力を失った場合、これを解任することができる。大統領の更迭についての事件の提起に関する決定は、議会のいずれかの院が、その議員総数の3分の2以上の投票の多数決によってこれを採択する。その場合、事件は、その判断を下すロシア連邦最高裁判所に送致される。
- ② 最高裁判所の判断に基づく最終決定は、もう一方の院がこれを採択する。大統領の更迭についての決定は、その院の議員総数の3分の2以上の賛成投票がある場合に、これを採択されてもとのとする。

第 5.4 条

- ① 大統領と同時に、4年任期でロシア連邦副大統領を選挙する。
- ② 副大統領の候補者は、大統領ポストの候補者がこれを決定する。大統領候補者への投票が、同時に、その推薦する副大統領候補者に対する賛成投票とみなされる。
- ③ 副大統領は、他のいかなる職にも就くことができない。
- ④ 大統領の委任により、副大統領は、その権限を行使することができる。副大統領は、大統領が一時的にその職権限を遂行する状態にない場合に、大統領の職責を遂行する。
- ⑤ 大統領の死亡、その職務権限遂行能力の喪失、解任の場合に、副大統領は、新たな大統領選挙が行われるまで、法により大統領となる。
- ⑥ 副大統領が解任され、または死亡した場合、大統領は、副大統領を任命し、それが議会の両院の投票の多数によって承認された後に、この副大統領が職務に就く。

第 6 部 連邦の選挙システム

第 6.1 条

ロシア連邦における選挙は、普通および平等の選挙権に基づき、秘密投票でこれを行う。

第 6.2 条

- ① 大統領、副大統領、議会議員、連邦構成主体の代表機関および地方自治機関の選挙には、満 18 歳に達したロシア連邦市民が参加する。
- ② 裁判所によって行為無能力とみ泊まられた市民、自由剥奪刑とされる裁判所の判決が執行された者は、被選挙権を有せず、選挙に参加できない。

第 6.3 条

各選挙人は、1 票を有する。選挙区および代表基準は、しかるべき機関の議員が概ね同数の選挙人から選挙されるような形でこれを設定するものとする。

第 6.4 条

議会議員の選挙は、小選挙区の設定をもってこれを行う。

第 6.5 条

- ① 大統領、副大統領、議会議員の選挙は、登録された選挙人の総数の半数以上がこれに参加した場合に、これを有効とみなす。
- ② 投票に参加した選挙人の投票の過半数を得た候補者を当選者とする。
- ③ 第 1 回投票において、いずれの候補者も所定の得票を得られなかつた場合、第 1 回投票での上位の得票を得、立候補を取りやめない 2 人によって第 2 回投票が行われる。第 2 回投票において得票多数を得た者が、当選者となる。

第 6.6 条

ロシア連邦市民に対する選挙権の行使の妨害および選挙結果の捏造は、法律によりこれを追及する。

第 6.7 条

ロシア連邦大統領、副大統領、議会議員、連邦構成主体の代表機関、地方自治機関の選挙の実施手続は、法律によってこれを定める。

第 7 部 裁判権

第 7.1 条

ロシア連邦の裁判権は、裁判所にのみ属し、その活動は、法律によって規制し、憲法裁判、民事裁判、刑事裁判および行政裁判の形態でこれを行う。

第 7.2 条

ロシア連邦市民は、裁判の実施に参加し、陪審員の義務を果たす。

第 7.3 条

- ① 裁判官は独立であり、法律にのみ従う。裁判官の不可侵は、法律によってこれを保証する。
- ② 裁判官は終身制である。法律の定める定年に達したとき、裁判官は退職する。定年に達する前に、裁判官はその同意なしに解任できるのは、法律の定める事由による裁判所の判決の効力による場合のみである。
- ③ 裁判官は、たのいかなる勇級の職に従事することはできず、いかなる政党の一員となることはできない。

第 7.4 条

裁判官は、ロシア連邦最高裁判所長官および裁判官を除き、大統領またはその全権委任を受けた機関がこれを任命する。

第 7.5 条

- ① ロシア連邦の裁判システムは、ロシア連邦最高裁判所、連邦構成主体裁判所および地方裁判所からなる。
- ② 特別裁判所の設置は、これを認めない。何人も、法律の定める裁判所においてその事件の審理を受ける権利を奪われることはない。

第 7.6 条

- ① ロシア連邦最高裁判所は、憲法体制の擁護を目的として、
 - 1) 法律および大統領令の憲法適合性に関する事件を解決し、
 - 2) ロシア連邦とその構成主体のあいだの憲法・法的紛争を解決し、
 - 3) ロシア連邦大統領の憲法および法律の違反における起訴事実に関する事件、またはその職責を遂行する能力の喪失に関する事件に判断を与える。
- ② 最高裁判所によってロシア連邦憲法に適合していないと判断された法律、大統領令およびその他の規範的アクト、またはそれらの一部は、最高裁判所の決定が公布された日から、その効力を失う。
- ③ ロシア連邦最高裁判所は、連邦構成主体間の紛争を審理する。
- ④ ロシア連邦最高裁判所は、法律がその権限に含めるその他の事件もこれを審理する。

第 7.7 条

裁判所が、具体的な事件の審理に際し、適用されるべき法律が憲法に抵触すると認められる場合は、裁判所は、訴訟手続を停止し、ロシア連邦最高裁判所にこの法律の違憲性承認に関して申し出るものとする。

第 7.8 条

- ① 事件の審理は、すべての裁判所において公開される。非公開の法廷での事件の審理は、

裁判所が、公開の審議が国家的、職業上のまたは商業上の秘密の漏洩をもたらす可能性があり、あるいは社会的モラルを害するおそれがあり、あるいは市民の個人的もしくは家族の生活を晒すことから保護する必要があると決定した場合にのみ、これを認める。

② 刑事事件の欠席裁判による審理は、これを認めない。

第 7.9 条

- ① 裁判は、証拠主義の原則に基づいてこれを行う。
- ② 専門の法律的援助を受ける権利は、あらゆる審級の裁判においてこれを認める。
- ③ 刑事裁判における公訴は、検事がこれを行う。

第 8 部 地方自治

第 8.1 条

地方自治は、権力および管理の代表機関および執行機関、社会的自治機関によって、ならびに直接民主主義の形態においてこれを実施する。

第 8.2 条

地方自治機関は、その権限の範囲において、ロシア連邦の憲法および法律の枠内で國家権力から独立して作用（行動）する。

第 8.3 条

地方自治の代表機関は、当該地域の地方権力の基礎的機関である。

第 8.4 条

地方自治機関は、自主的にその予算を策定し、承認し、執行する。予算財源を含むを地方自治の財源は、これを収用されることはない。

第 9 部 財政および税

第 9.1 条

ロシア連邦国家予算は、ロシア連邦大統領の提案により、議会が通常の会計年度においてこれを採択する。国家予算は、收支別に、逐条的に審議され、採択される。

第 9.2 条

連邦予算の歳入は、法律の定める連邦税、義務的支払い、料金（税）および手数料、国有財産からの収入、連邦構成主体の義務的および自主的な納入金、ならびにその他の法律が定めるリストと規模の収入からこれを構成する。

第 9.3 条

ロシア連邦のいかなる歳出も、議会が承認した予算項目に従うことなくこれを実施することはできない。

第 9.4 条

- ① 大統領は、国家予算の執行についての逐条報告を議会に対して、報告予算年度の終了後3ヶ月以内に行う。
- ② 議会は、会計年度の終了後6ヶ月以内に報告を検討しなければならない。
- ③ 国家の歳入および歳出についての報告は、毎年必ず公表されなければならない。

第 9.5 条

- ① ロシア連邦の国家予算が採択された後は、収入、信用の削減または予算支出の増大をもたらす提案または修正は、それが採択される前に大統領の同意を得なければならない。
- ② 執行上追加的な予算支出を要する法律が採択された場合、この支出の補填の財源が明示されなければならない。

第 9.6 条

ロシア連邦構成主体は、独立の予算を有する。

第 9.7 条

ロシア連邦は、固有の通貨および信用システムを有する。

第 9.8 条

連邦中央銀行は、その活動において独立であり、ロシア連邦議会にのみ報告義務を負う。

第 10 部 国家の防衛

第 10.1 条

- ① ロシア連邦軍は、ロシア連邦の国家主権および領土の保全の軍事的防衛のためにこれを創設する。
- ② ロシア連邦軍は、職業軍人によって組織される正規部隊および民兵部隊からこれを編成する。軍事ドクトリン、軍の編成および組織は、法律によってこれを定める。

第 10.2 条

- ① 法秩序の維持は、連邦内務機関、連邦警察および地方警察がこれを保障する。その地位は、法律によってこれを定める。
- ② ロシア連邦の国家的安全の保護に関する機能は、連邦保安局にこれを委ねる。その地位および活動は、法律によってこれを規制する。

第 10.3 条

ロシア連邦において軍および保安部隊を統括する大臣のポストは、文民によらなければならない。

第 11 部 非常事態

第 11.1 条

- ① 例外的事態として、ロシア連邦の全土または一定の地方に非常事態を導入することができる。
- ② 例外的事態とは、結果として生じうる以下の状態を意味するものとする。
 - 1) その結果が住民の生命、健康、安全および生活保障の問題を引き起こす自然災害または大災害
 - 2) 住民の生命、健康および安全にとって、または国家制度の正常な機能にとっての現実的脅威の存在
 - 3) 社会の組織的な存在に脅威を与え、暴力およびその他の違法行為を招くような混乱で、国家権力機関が採りうる通常の手段によっては事態の規制が不可能な場合
 - 4) ロシア連邦の主権、その領土の保全、人びとの権利および自由、社会的安全および憲法的国家体制に脅威をもたらすが、戒厳令宣告の根拠とはならない外的な影響

第 11.2 条

- ① 非常事態の導入は、〔共和国および〕(1)地方の権力機関がその正常な機能を継続している場合には、その同意がある場合にのみ、これを許される。
- ② 大規模な暴力がある状況または住民の救助に関する緊急の措置を要する状況においては、非常事態の導入は、〔ただちに〕〔共和国および〕地方の権力機関の同意なしにこれを導入することができる。

* (1) これ以降 [] 内は手書き

第 11.3 条

- ① [非常事態導入に関するロシア連邦大統領令は、72時間以内に議会の承認のためにこれを送致しなければならない。] 議会は、大統領令に掲げる非常措置の性格および範囲を変更し、任意のときに非常事態状況を停止することができる。
- ② 非常事態は、30昼夜を超えてこれを導入することはできない。この期間の終了により、大統領令は、議会がその効力を延長しない場合は、その効力を停止する。必要がある場合、議会は1回につき30昼夜以内の延長を行うことができる。

第 11.4 条

非常事態が宣告された地域においては、連邦構成主体または地方自治体の執行権力機関は、ロシア連邦大統領またはその任命する責任ある者の直接の管轄のもとに置かれる。ロシア連邦構成主体の法的アクトは、これを制限したまはその効力を停止することができる。

第 11.5 条

非常事態の期間には、議会および裁判期間の権限を停止し、またはこれを制限するこ

とはできない。

第 11.6 条

- ① 非常事態の期間は、人の権利および自由の一時的制限を定めることができる。このような制限は、非常事態導入の決定において直接に明示されなければならない。
- ② 非常事態の期間になされた犯罪に対して宣告された死刑判決の執行は、その期間内およびその停止後の 30 昼夜のあいだはこれを認めない。

第 12 部 雜則

第 12.1 章 憲法改正手続

第 12.1.1 条

憲法改正に関する法律は、憲法のテキストに直接に改正を記述するものとする。

第 12.1.2 条

- ① 憲法改正の提案を行うことのできるのは、以下の者である。
 - 1) ロシア連邦議会のいずれかの院の議員総数の 5 分の 1 以上の議員
 - 2) ロシア連邦大統領
 - 3) 連邦構成主体の代表機関
 - 4) 投票権を有する 100 万人以上のロシア連邦市民
 - 5) 投票権を有する連邦構成主体の全市民の 5 分の 1 以上
- ② 市民によるこれに関連する請願の提出手続は、法律によってこれを定める。

第 12.2 章 連邦の首都および国家のシンボル

第 12.1.1 条

ロシア連邦の首都は、モスクワ市である。

第 12.1.2 条

ロシア連邦の国章は、・・・である。

第 12.1.3 条

ロシア連邦の国旗は、・・・である。

第 12.1.4 条

ロシア連邦の国歌は、・・・がこれを承認する。

(* ・・・ の部分は空白になっている。)